**福島県立美術館庭園等活用**

**普及事業の実施事業者を募集します**

福島県立美術館及び特定非営利活動法人福島県立美術館協力会では、令和４年９月に、福島県立美術館において開催する庭園等活用普及事業の実施事業者を募集します。

**募　　集　　内　　容**

【　募　集　内　容　】

１　事業名

福島県立美術館庭園等活用普及事業

２　日　時

令和４年９月1７日（土）、1８日（日）、１９日（月・祝）のうち、１日間（予定）

３　場　所

福島県福島市森合字西養山１番地

福島県立美術館庭園（雨天時はエントランスホール）

４　事業内容

広く県民が、福島県立美術館への理解を深め、美術に親しむ機会を提供するため、同館の庭園等において、同館の収蔵作品をテーマとしたワークショップ等のイベントを企画、運営、周知広報する事業を実施する。

５　予算額

４００,０００円以内

６　応募条件

・　事業の趣旨をよく理解し、福島県立美術館及び特定非営利活動法人福島県立美術館協力会と緊密に連携し、事業を円滑に実施できる団体であること。個人での申込は、不可とする。

・　福島県内での活動実績があり、幅広いネットワークを活用して、予算の範囲内で、魅力ある事業を実施できる団体であること。

・ 暴力団等の公序良俗に反する団体でないこと。

・ 新型コロナウイルス感染症予防対策について、徹底すること。なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、飲食を伴う企画は不可とする。

・　参加者から経費を徴収する場合は、材料費程度とし、高額な物品の販売等は行わないこと。

７　応募方法

申込書（様式1）を令和４年７月８日（金）17時までに、特定非営利活動法人福島県立美術館協力会事務局（福島県立美術館内）まで、郵送または持参により、提出すること。選考結果については、申込者全員に対し、速やかに通知する。

8　応募に当たっての注意事項

・　申込に要する一切の経費は、申込者の負担とする。

・　申込者に、提出書類の内容等について、説明を求めることがある。

・　提出書類に、虚偽の記載があった場合等は、失格とする。

9　質問及び回答

　　質問がある場合は、質問書（様式2）を令和４年７月1日（金）17時までに、特定非営利活動法人福島県立美術館協力会事務局（福島県立美術館内）まで、電子メール、郵送または持参により、提出すること。回答については、質問者に対し、速やかに回答する。

10　問い合わせ先

特定非営利活動法人福島県立美術館協力会事務局（福島県立美術館内）

電話　024-531-5511　FAX024-531-0447

電子メール　art-museum@fcs.ed.jp